

東京大学大学院経済学研究科規則

昭和38年4月23日

評議会可決

沿革

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるよう規定されている事項及び東京大学大学院経済学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、経済学・経営学での多様な分野において、広く豊かな学識の養成を基盤として、国際的な先端性をもつ学問研究に従事する研究者を育成するとともに、高度な専門知識を国際的視野のもとに実践的に駆使しうる人材を育成することを目的とする。

2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(教育プログラム)

第1条の3 本研究科において、経済学高度インターナショナルプログラムを実施する。

2 前項の教育プログラムの実施・運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学期)

第2条 学年を4学期に分ける。

2 各学期の期間は、学則第41条第3項により別に定められるところによる。

(教育課程)

第3条 授業科目の単位数は、15時間の授業時間をもつて1単位とする。

2 授業科目の名称ならびに単位数は、別表に定めるほか、教育会議の議を経て定めるところによる。

3 学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(履修単位数及び履修方法)

第4条 修士課程においては、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けなければならない。

2 前項の修得単位には、学部及びグローバル教育センターの授業科目4単位、他の研究科及び教育部の授業科目8単位を限度として算入することができる。

3 東京大学（以下「本学」という。）経済学部において、本研究科の授業科目であって、

特に同学部の授業科目として指定されているものを履修し、かつ、試験に合格している者については、その単位を除いても同学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たしている場合に限り、教育会議の議を経て、8単位を限度として、当該授業科目の単位数を第1項の修得単位に算入することができる。

4 前2項により本研究科修士課程の修得単位に算入できるのは、合計12単位までとする。ただし、第6条による算入単位が6単位を超える場合は、前2項による算入単位は8単位までとする。

5 前条第2項に基づき開設した授業科目については、8単位を超えて修得することができない。

第5条 博士後期課程においては20単位以上を修得し、必要な研究指導を受けなければならない。

2 前項の修得単位には、修士課程の授業科目、他の研究科及び教育部の授業科目4単位を限度として算入することができる。

3 修士課程において30単位以上を修得した者は、その超過単位を、4単位を限度として博士後期課程の単位に算入することができる。

4 前条第5項の規定は、博士後期課程においてもこれを準用する。

第6条 学生が学則第10条又は第28条の定めるところにより、国内の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において修得した単位は、教育会議の議を経て、修士課程及び博士後期課程を通じ15単位を限度として、第4条及び第5条の修得単位に算入することができる。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第6条の2 学則第12条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

2 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目届及び受験届)

第7条 学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について、単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(試験)

第8条 定期試験は、授業の完了した科目について、学期末又は学年末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又は小論文等により採点することを妨げない。

2 前項のほか、必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

(学位論文)

第9条 修士課程において学位論文を提出しようとする者は、1年以上在学し、16単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第5条第1項ただし書に定める特例を認められた者については、この限りでない。

2 学位論文は、指定の期間内に提出するものとする。

第10条 博士後期課程において学位論文を提出しようとする者は、2年以上在学し、10単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第6条第2項に定める特例を認められた者については、この限りでない。

2 学位論文は、指定の期間内に提出するものとする。

(最終試験)

第11条 最終試験は、所要の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者についてこれを行う。

2 最終試験の期日及び方法については、あらかじめ発表する。

(学位の授与)

第12条 学則第5条第1項に定める修了要件を満たした者には、経済専攻においては修士(経済学)の学位を授与し、マネジメント専攻においては修士(経営学)の学位を授与する。

第13条 学則第6条に定める修了要件を満たした者には、経済専攻においては博士(経済学)の学位を授与し、マネジメント専攻においては博士(経営学)の学位を授与する。

(専攻の変更)

第14条 所属専攻の変更は、在学1年以上を経た者で、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

2 専攻を変更した者の変更後の専攻の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。

3 専攻を変更した者が変更前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第4条又は第5条の定める単位に算入することができる。

(入学資格)

第15条 修士課程に入学することのできる者は、学則第16条第1項(第8号を除く。)の定めるところによる。

2 博士後期課程に入学することのできる者は、学則第16条第2項各号の定めるところによる。

3 前項の場合において、学則第16条第2項第7号及び第8号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

(再入学)

第16条 修士課程又は博士後期課程を途中で退学した者で、当該課程に再入学を希望する者については、学年の初めに限り、教育会議の議を経て、再入学を許可することができる。

2 再入学者は、退学前の所属した専攻に所属するものとする。

3 再入学者の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。

4 再入学者が退学前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第4条又は第5条に定める単位に算入することができる。

(修士入学)

第17条 本学大学院において修士の学位を得た者で更に修士課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を1年とすることができる。

3 第1項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第4条に定める単位に算入することができる。

(博士入学)

第18条 本学大学院において博士の学位を得た者で更に博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、前条第1項の規定を準用する。

2 前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を2年とすることができる。

3 第1項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第5条に定める単位に算入することができる。

(特別研究学生)

第18条の2 学則第32条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

2 前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第19条 大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

(学則第5条第1項ただし書き・第6条第2項の特例)

第20条 本研究科修士課程においては、学則第5条第1項ただし書に定める特例を認めることができるものとする。

2 本研究科博士後期課程においては、学則第6条第2項に定める特例を認めることができるものとする。

3 前2項の場合の細則については、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、改正後の東京大学大学院経済学研究科規則第19条の規定は、平成6年度以降の入学者から適用する。

2 平成5年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者及び平成5年4月1日に第2種課程に入学した者については、なお従前の例による。

3 第2種課程から第1種課程への改組に伴う経過措置については、学則の定めるもののほか委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成6年5月31日から施行し、改正後の東京大学大学院経済学研究科規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に第2種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお、従前の例による。
- 3 平成8年3月31日以前に第1種課程の修士課程又は第1種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成8年4月1日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

この規則は、平成8年10月15日から施行し、改正後の東京大学大学院経済学研究科規則の規定は、平成8年10月1日から適用する。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成13年7月10日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月20日から施行する。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

沿革

東京大学大学院経済学研究科規則

体系情報

□第3編 学務

▽第2章 大学院

沿革情報

- ◆昭和38年04月23日 評議会可決
- ◇昭和40年04月01日
- ◇昭和41年04月01日
- ◇昭和43年04月01日
- ◇昭和47年11月21日
- ◇昭和51年03月16日
- ◇昭和52年03月15日
- ◇昭和52年05月17日
- ◇昭和56年04月21日
- ◇昭和57年04月01日
- ◇昭和59年04月01日
- ◇昭和62年04月01日
- ◇平成04年04月01日
- ◇平成05年04月01日
- ◇平成06年05月31日
- ◇平成07年04月01日
- ◇平成07年11月21日
- ◇平成08年04月01日
- ◇平成08年10月15日
- ◇平成13年07月10日
- ◇平成16年04月20日
- ◇平成17年03月17日
- ◇平成17年03月18日
- ◇平成18年01月30日
- ◇平成19年02月20日

- ◇平成21年03月04日
- ◇平成22年02月23日
- ◇平成23年02月22日
- ◇平成23年06月01日
- ◇平成24年03月02日
- ◇平成24年06月28日
- ◇平成25年01月22日
- ◇平成26年02月24日
- ◇平成27年02月17日
- ◇平成28年02月16日
- ◇平成28年06月23日
- ◇平成29年02月27日
- ◇平成30年02月15日
- ◇令和02年01月22日
- ◇令和03年02月08日
- ◇令和03年09月28日
- ◇令和03年12月20日
- ◇令和05年01月11日
- ◇令和06年02月28日